

保険会社のリスク管理について

(保険会社会計を巡る論点整理)

平成12年6月14日

金融審議会第二部会

金融審議会第二部会では、「保険の基本問題に関するワーキング・グループ」を設置し、保険会社のリスク管理のあり方等について検討を行ってきました。本「論点整理」は、保険会社会計に関する検討の成果を部会の名においてとりまとめ、公表して広く内外の意見を募ることとしたものです。

皆様から幅広いご意見が寄せられることを期待しています。

**【ご意見等連絡先】**

ご意見は、住所、氏名、所属団体等を明記の上、下記宛て送付願います。

〒100 - 0013      東京都千代田区霞が関3丁目1番1号  
中央合同庁舎第四号館  
金融庁総務企画部企画課内    金融審議会事務局

**【期限】**: 平成12年8月15日目処

**【本件についてのお問い合わせ】**: 上記事務局    Tel (代)03 - 3506 - 6000

）本「論点整理」に対し寄せられたご意見は、今後金融審議会において審議の材料とさせて頂くとともに、事務局にてとりまとめ、審議資料として公表される可能性があることをお含み置き下さい。

**ご意見の募集は終了しました。ご協力ありがとうございました。**

## 金融審議会第二部会委員等名簿

平成12年6月現在

部会長	倉澤 康一郎	武蔵工業大学環境情報学部教授
部会長代理	江頭 憲治郎	東京大学法学部教授
委員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	石 弘 光	一橋大学長
	翁 百合	日本総合研究所主任研究員
	斎藤 静 樹	東京大学経済学部教授
	杉田 亮 毅	日本経済新聞社代表取締役専務
	田島 優 子	さわやか法律事務所・弁護士
	坪井 孚 夫	福島貸切辰巳屋自動車 <sup>(株)</sup> 代表取締役相談役
	深尾 光 洋	慶應義塾大学商学部教授
	堀内 昭 義	東京大学経済学部教授
	松下 淳 一	学習院大学法学部教授
	森田 宏 樹	東北大学法学部教授
	森本 滋	京都大学法学部教授
	八木 良 樹	<sup>(株)</sup> 日立製作所代表取締役副社長
	山下 友 信	東京大学法学部教授
	オブザーバー	池田 憲 人
奥 正 之		<sup>(株)</sup> 住友銀行常務取締役
金子 義 昭		東京証券取引所専務理事
斎藤 勝 利		第一生命保険相互会社常務取締役
高橋 厚 男		日本証券業協会専務理事
田山 泰 之		安田火災海上保険 <sup>(株)</sup> 常務取締役
ウイリアム・W・ハント		ステート・ストリート信託銀行 <sup>(株)</sup> 会長
森崎 公 夫		外国損害保険協会副会長・専務理事
渡辺 雄 司	<sup>(株)</sup> 日本興業銀行常務取締役	
関係省庁等	河野 正 道	金融監督庁長官官房企画課長
	鮫島 正 大	日本銀行企画室参事役
	山崎 穰 一	金融再生委員会金融危機管理課長

[ 計28名 ]

( 敬称略、五十音順 )

# 保険の基本問題に関するワーキング・グループ委員等名簿

平成12年6月現在

座長	山下 友信	東京大学法学部教授
委員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	岩原 紳作	東京大学法学部教授
	植村 信保	(株)日本格付投資情報センター シニアアナリスト
	洲崎 博史	京都大学法学部教授
	深尾 光洋	慶應義塾大学商学部教授
	堀田 一吉	慶應義塾大学商学部助教授
	弥永 真生	筑波大学社会科学系助教授
	山田 辰己	中央青山監査法人公認会計士
	山本 和彦	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	渡辺 昭典	野村・渡辺法律事務所弁護士

オブザーバー	浅野 紀久男	明治生命保険相互会社収益管理部数理課長
	出下 一雄	安田火災海上保険(株) 経理部 経理調査役
	上田 晶平	日本生命保険相互会社調査部 課長
	橘 英一	第一生命保険相互会社収益管理部経理課課長
	田中 淳三	(社)日本アクチュアリー会副理事長
	田中 裕二	プルデンシャル生命保険(株) 常務取締役兼保険計理人
	藤田 裕一	東京海上火災保険(株) 経理部主計グループ課長

(敬称略、五十音順)

関係省庁等	法務省	深山参事官
	金融監督庁	河野長官官房企画課長
	金融監督庁	樋口監督部保険監督課長

[計21名]

# 保険の基本問題に関するワーキング・グループ 審議状況

平成12年2月8日再開以降

第12回（平成12年2月8日）

今後の進め方について

中間取りまとめに対するパブリックコメントの概要について

国際会計基準を巡る最近の状況について

金融商品の会計基準の概要について

財務面の監督上の措置の見直しについて

第13回（平成12年2月25日）

金融商品の時価評価に伴う保険特有の論点について

国際会計基準について

第14回（平成12年3月14日）

「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を  
改正する法律案」の概要について

米国会計基準の現状及び今後の対応について

諸外国の保険会計制度について

第15回（平成12年4月3日）

実務基準改定の検討状況について

商法会計、証券取引法会計及び監督会計について

第16回（平成12年4月12日）

責任準備金時価評価の検証と生命保険会社の監督・会計の枠組みに与える  
影響について

第17回（平成12年4月25日）

論点整理

第18回（平成12年5月16日）

報告書素案検討

第19回（平成12年6月2日）

報告書とりまとめ

## 保険基本問題ワーキング・グループ報告書要旨

### はじめに

ワーキング・グループがリスク管理と倒産法制の整備について行ってきた検討の内容は、金融審議会第二部会より昨年12月「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備中間取りまとめ」に示されているが、その見直しの方向性については着実に具体化されつつある。他方、保険会社のリスク管理と極めて密接な関係を有する会計の分野においては、近年改革が進められており、保険会社の会計の在り方について改めて検討すべき局面を迎えている。

そこで、ワーキング・グループでは、「中間取りまとめ」に示された見直しの方向性のフォローを行うとともに、上記のような会計を巡る最近の動きについて取り上げ、保険会社会計に関する基本的論点の整理を行うこととした。

### 「中間取りまとめ」以降の取り組み

#### 1 金融監督庁による監督上の措置の見直し

金融監督庁は、「中間取りまとめ」の指摘も踏まえ、以下のような監督上の措置を行った。

##### (1) 標準責任準備金制度の見直し

- ・ 標準予定利率の算定方式の適正化
- ・ 対象商品の拡大

##### (2) ソルベンシー・マージン基準の見直し

- ・ ソルベンシー・マージンへの劣後債務の算入限度額の厳格化
- ・ 生保会社と損保会社間における資本調達手段の意図的な保有について、ソルベンシー・マージンへの不算入
- ・ デリバティブを用いた意図的なソルベンシー・マージン比率の嵩上げの否認

##### (3) 相互会社の社員配当に係る規制の見直し

- ・ 一定の限度内で基金償却準備金積立額を配当原資から控除
- ・ 下限規制の適用免除に係る認可基準の明確化

##### (4) ディスクロージャーの充実

銀行の金融再生法に基づく開示と同様の債務者区分による不良債権の開示を平成12年3月期決算より義務づけ

#### 2 保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律について

政府は、「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」及び「中間取りまとめ」を受けて、以下を主な内容とする「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した。（5月24日成立）

##### (1) 保険相互会社の株式会社化

- ・ 端株一括売却制度の導入
- ・ 組織変更と同時の株式発行や直後の新株発行

- ・ 有配当契約者保護のための措置 等
- (2) 倒産法制の整備
  - 再建型手続である更生手続の保険会社への適用
  - ・ 保険相互会社へ更生手続の適用
  - ・ 送達の特例及び保険契約者保護機構による手続代理
  - ・ 監督当局による更生手続開始の申立て 等
  - 早期の手続開始（事業継続困難である旨の監督当局への申出の義務づけ）
  - その他の整備
  - ・ 保険業法に基づく行政手続上の破綻処理の整備
  - ・ 保険契約者保護機構の業務の拡大・強化
  - ・ 生命保険契約者への優先権の付与 等
- (3) 保護機構の財源対策
  - ・ 生命保険契約者保護機構の借入りに係る政府保証の恒久化
  - ・ 平成15年3月末までに破綻した生命保険会社の破綻処理に係る国庫補助規定の整備

### 3 日本アクチュアリー会による将来収支分析にかかる実務基準の見直し

#### (1) 実務基準の見直しの概要

(社)日本アクチュアリー会は、「中間取りまとめ」における将来収支分析にかかる指摘を受け、その実務基準について以下のような内容の見直しの検討を行った。

将来シナリオの明確化と恣意性の排除

不足相当額を積み立てない場合の経営改善計画の厳格化、即時実施及びフォローアップ

事業継続困難の申出の基準に係る確認

同会は、平成11年度決算に関して、試行を行うことが適当であるとしている。

#### (2) 実効性確保のための措置

将来収支分析にかかる実務基準の見直しに関し、その実効性を確保するために任意のシナリオを用いる場合の情報開示や経営改善計画の実施状況についての監督当局の継続的モニタリング等が重要である。

### 4 今後の課題

今後の課題として、以下のような点が指摘される。

- ・ 監督上の措置に係る不断の見直し
- ・ 倒産法制の整備を踏まえ、損失が大きくなるうちの対応
- ・ 保険会社の経営内容に関する一層の情報開示の検討
- ・ 将来収支分析に係る実務基準の法令上の位置づけの明確化、監督当局による継続的なモニタリングの実施
- ・ 「事業継続困難のおそれの申出」については、「解約返戻金と全期チルメル式責任準備金の大きい方」に見合う資産が将来確保されない場合には行うものとするのが適当。

なお、保険料及び責任準備金の算出に予定解約率を用いる商品については、今後、基礎的なデータの収集・分析、専門家による研究等を踏まえ、必要に応じ、適切な措置が講じられることが望ましい。

## 保険会社を巡る会計にかかる問題

### 1 はじめに

近年、我が国の会計基準については、急速に改革が進められており、また、国際的にも国際会計基準の見直しが進められている。これらの動向は、保険会社の会計にも大きな影響を与えるものである。特に、平成12年度より企業会計の分野に金融商品の時価評価が導入されること、また、保険に関する国際会計基準についての議論が開始されていること等を踏まえ、時価評価が保険会社に与える影響や、保険会社の会計の在り方について検討することが重要な課題となっている。

保険会社の場合、保険契約の性格に由来する負債の超長期性、不確実性、非市場性、できる限り負債とのマッチングを図ろうとする資産運用行動を取る結果、資産に占める有価証券特に債券のウェイトが高く、かつその期間も相当長いことなど、他業態には見られない特殊性があり、保険会社の会計の在り方を考える上で重要な要素となっている。

### 2 我が国の保険会計制度の概要

#### (1) 保険会社会計に求められる役割

会計には、一般に、債権者と株主等との利害を調整する利害調整機能と、株主・債権者などの利害関係者に投資・与信の意思決定に必要な財政状態及び経営成績にかかる情報を提供する情報提供機能等がある。

保険会社については、保険契約者保護の観点から、保険期間を通じた支払能力の確保が重要であるため、保険会社の計算書類は保険会社の支払能力を適切に表すものである必要がある。また、保険会社の会計には、監督上必要な情報が盛り込まれていることが望ましい。

#### (2) 保険会社会計の法的位置づけ

##### 保険業法と商法の関係

保険業法は保険会社の経理について商法の特則を定めており、保険業法に定めのある事項については保険業法の定めが商法に優先する。保険業法に特に定めのない事項については、保険株式会社は直接、保険相互会社は準用規定を通じて、商法の規定が適用されることとなる。

他方、商法では、第32条の斟酌規定により「公正ナル会計慣行」を斟酌することとされているが、これに従っているかどうかについては、企業会計審議会が公表する企業会計の基準等が参酌される。保険会社についても、同条の規定が適用ないし準用されるが、保険業は超長期性や不確実性といった特殊性を有していることから、保険会社にとっての「公正ナル会計慣行」が企業会計原則等と必ずしも同じであるとは限らない。



## 証券取引法上の取り扱い

上場保険会社等、証券取引法の適用を受ける保険会社は、証券取引法に従い有価証券報告書等を作成する義務がある。

保険業は、財務諸表等規則上の別記事業とされており、保険業法に基づく計算書類による開示が証券取引法上も認められている。このため、保険業法上の経理規定が見直される場合には、それが証券取引法会計としても受け入れられるものであるかどうか別途検討される必要があるだろう。

### 3 保険に係る国際会計基準（IAS保険プロジェクト）策定の動き

#### (1) IAS保険プロジェクトの概要

国際会計基準委員会（国際会計基準を設定する民間団体）の保険プロジェクトは、1997年4月に検討を開始し、1999年12月に論点書を公表している。国際会計基準として最終的に承認するのは2003年以降となる見通しであるが、今後の検討の道のりについてははっきりとした見通しを立てることは困難な状況にある。

論点書は次のような点を基本的考え方として示している。

- ・資産・負債アプローチ
- ・「一般的な目的の会計基準」の策定
- ・保険契約に基づく負債の公正価値による評価

#### (2) 論点書に対する今後の検討の視点

論点書の基本的考え方については、責任準備金を公正価値により評価することに關する論点や、資産・負債アプローチが保険会社の財政状態を適切に表現する会計処理として適当かどうか等様々な問題があり、慎重に検討する必要がある。

### 4 「金融商品の時価評価」に関する保険会社会計の問題

#### (1) 「金融商品の時価評価」の概要

平成11年1月、企業会計審議会から「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表され、平成12年4月以後開始する事業年度より企業会計の分野に金融商品の時価評価が導入されることとなった。

「意見書」では、有価証券は保有目的により区分し、それぞれの保有目的に応じた評価と評価差額の取扱いをすることとしている（「売買目的有価証券」は時価評価をし、評価差額は損益として認識、「満期保有目的債券」は償却原価、「子会社株式及び関連会社株式」は取得原価でそれぞれ評価、上記以外の有価証券をすべて含む「その他有価証券」は時価評価をし、その評価差額については、損益計算書を通さず資本の部に直接計上）。

#### (2) 保険会社に適用した場合の問題点

保険会社については、保険契約に由来する超長期の負債（責任準備金）を有する一方、健全性維持の観点からの資産運用行動をとる結果、資産面では長期の債券等の占める割合が高くなるという特性が見られる。このような資産・負債構造を有す

る保険会社が「意見書」に従った時価評価を行った場合、金利の動向によっては多額の評価差額が生ずることとなり、一般事業会社においては余り意識する必要のない金利の変動による評価差額の発生が、極めて大きなインパクトをもって保険会社の決算に影響を及ぼし得る。

本来保険会社は負債の金利リスクを減少させるために長期の債券を取得していることを考えれば、このような会計処理が保険会社のリスク管理活動を適切に表すものとなっていないのではないかと、との問題があるのではないかと。また、このような会計処理を前提とする場合、保険会社は、金利変動による資本の大きな変動の可能性を回避するため、デュレーションの長期化の方向とはずれる資産運用行動をとるおそれがあり、健全性確保の観点から問題が生じかねない。

このようなことから、保険会社の資産の時価評価については慎重に検討すべきではないかと。

また、責任準備金も時価評価すればよいとの考え方もあり得るが、責任準備金が契約者の権利を保護する観点からは時価評価をすることが適切なのかとの問題がある。また、市場の存在しない責任準備金の「公正価値」とは何であるか、等の問題もある。

### (3) 諸外国の状況

諸外国の保険会社会計における資産の取扱いは、国により区々であるが、債券を時価評価しているのは、米国G A A P、英国の監督会計とオーストラリアのみであり、その評価差額が資本の部に計上されるのは米国G A A Pのみである。これらの国においては、特有の会計処理等や金利変動等に対する責任準備金の十分性を確認するテストの実施等により、(2)のような事態は問題になっていない。

### (4) 保険会社にかかる「金融商品の時価評価」に関する対応案

我が国の保険会社の「金融商品の時価評価」についての具体的な対応案としては、以下のようなものが考えられる。

なお、いずれにしても、保険会社の「金融商品の時価評価」に関する情報については、仮に「意見書」に示された基準をそのまま適用しない場合であっても、注記等の形で開示することは必要と考えられる。

「金融商品の時価評価」を他業態同様保険会計についても導入する一方で、財務諸表の利用者に対して、そこに示される会計情報の利用には保険会社の財務構造に照らして注意すべき点があることの周知を図るという対応が考えられる。

ただし、これについては、金利の変動による資本の変動は必ずしも保険会社の実態を表さないものとなるのではないかと、監督上の措置も計算書類上のデータと乖離したものとなる場合に契約者等の計算書類の利用者の十分な理解が得られるか、保険会社の資産運用が、負債とのデュレーション・マッチングの方向とは整合的でない方向へシフトするという影響を生じさせるおそれがあるのではないかと、といった問題があることに留意する必要がある。

責任準備金に関する評価の考え方が整理されるまでの間、原則として従来の評価方法を継続させるという対応が考えられる。このような考え方による場合でも、負債（責任準備金）と異なるリスク特性を有する株式等については、時価評価が採用されるべきとの指摘がある。

このような対応については、他の金融業態を含め、全ての業種に「意見書」による会計基準が適用されるなか、保険会社には適用しない理由が説明され、理解が得られるか見極められる必要がある。

金融商品にかかる時価評価を導入する場合において、保険会社が、負債の長期性に由来するリスクをヘッジするため長期の債券等を保有すること等に鑑み、保険会社のリスク管理活動の特殊性に直接着目した会計上の取扱いをする。具体的には、ヘッジ効果を有することを担保する明確な規準を策定した上で、これに該当する資産について、次のいずれかの取扱いとすることが考えられる。

・本来価格が下落しても満期まで保有すれば元本を受け取ることが可能な債券であってヘッジ効果に関する規準に該当するものについて、その性格に照らし、新たに設ける区分に分類して償却原価法による評価を認める。

・ヘッジ効果に関する規準に該当する資産について、時価評価をした上で、ヘッジ会計に準じて、評価差額を資産又は負債に計上する。

これらの対応についても、他業態と異なる取扱いをすることについて理解が得られる必要がある。

なお、負債のリスクをヘッジするために利用されるデリバティブについては、ヘッジ会計に準じた取扱いとすることが考えられる。

これらの対応の方策については、今後なお具体化を図りつつ、検討が行われ、適切な対応策が選択される必要がある。

検討にあたり留意すべき点は、次のような諸点であると考えられる。

- 1．保険会社の財務構造を踏まえ、金利変動等の状況下での会計情報として適確に実態を反映するものとなっているか。
- 2．会計理論と整合的であるか。
- 3．新たに規準を設定する場合、具体的で恣意性を排除した規準が策定できるか。また、規準の適用について、事後的に外部から検証できるか。
- 4．損失の繰延手段として使われることを排除できるか。

証券取引法上の取扱いについては、この検討結果を踏まえて整合的な取扱いとなることが望ましい。なお、資産の評価方法が変更される場合、それに応じてソルベンシー・マージン比率の算出方法等監督上の措置の見直しの必要性が生じよう。

## 5. まとめ

- ・ 保険会社は特殊な資産負債構造を有しており、その会計についても、その特性を踏まえ、保険会社の財政状態を適切に表現するためには、どのような会計の在り方が適切か検討される必要がある。
- ・ 保険に関する国際会計基準の検討については、我が国保険関係者としても、議論の動向を注視しつつ、必要な意見を適切に表明していくなど、主体的な取り組みを行っていく必要がある。
- ・ 保険会社に関する「金融商品の時価評価」の対応については、保険会社の特殊な資産負債構造を踏まえ、早急に具体的な検討を開始し、結論を得る必要がある。  
その際、金融商品の時価情報については開示することが適当である。
- ・ 有価証券報告書などにおける取扱いについては、その検討の結果を踏まえて整合的な取扱いとなることが望まれる。
- ・ 資産の評価方法が変更される場合においては、監督上の措置について適宜見直しを行うことが必要となろう。
- ・ 責任準備金については、その公正価値の開示が有用であるとしても、公正価値評価に関しては、業法上の責任準備金の評価とはなにか、といった基本的な視点に立ち返り見直されなければならない。理論面、実務面から検討されるべき問題が多い。今後国際的な議論に主体的に対応していくためにも、我が国保険関係者により検討が進められることが望まれる。また、保険会社を取り巻く環境の変化を踏まえ、責任準備金に係る開示の在り方についても検討されることが必要である。

## おわりに

我が国の保険事業を取り巻く環境変化の中で、規制緩和・自由化が進められている。他方、保険会社の経営環境には厳しいものがある。保険会社は一層の経営の健全化が求められており、監督行政も環境変化への対応が求められている。

昨年12月の「中間取りまとめ」では、標準責任準備金制度などリスク管理に関する制度の改善、保険会社の倒産法制の整備について方向性を示した。今後は、制度の改正・創設の趣旨を踏まえた保険会社や監督当局の対応を期待する。

保険会社会計の在り方やそれに関連する諸問題については、ここに示されている論点を踏まえ、更に検討が進められることが求められる。

保険会社の国民生活における重要性から、保険会社には事業の効率化、健全性確保に向けた不断の取り組みが求められる。この意味から、リスク管理の在り方については、幅広い見地から検討される必要である。保険会社の適正な事業運営と透明・公正な監督行政により、保険事業の健全な発展と保険契約者保護が図られることを強く要望する。

## 目 次

はじめに	1
1 検討の背景	1
2 審議の経緯	1
「中間取りまとめ」以降の取り組み	2
1 金融監督庁による監督上の措置の見直し	2
(1) 標準責任準備金制度の見直し	2
(2) ソルベンシー・マージン基準の見直し	2
(3) 相互会社の社員配当に係る規制の見直し	2
(4) ディスクロージャーの充実	3
(参考) 保険検査マニュアルの取りまとめについて	3
2 保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律について	3
(1) 保険相互会社の株式会社化	3
(2) 倒産法制の整備	3
(3) 保護機構の財源対策	4
3 日本アクチュアリー会による将来収支分析にかかる実務基準の見直し	4
(1) 実務基準の見直しの概要	4
(2) 実効性確保のための措置	5
4 今後の課題	6
保険会社を巡る会計にかかる問題	8
1 はじめに	8
2 我が国の保険会計制度の概要	8
(1) 保険会社会計に求められる役割	8
(2) 保険会社会計の法的位置づけ	9
3 保険にかかる国際会計基準（IAS保険プロジェクト）策定の動き	10
(1) IAS保険プロジェクトの概要	10
(2) 論点書に対する今後の検討の視点	11
4 「金融商品の時価評価」に関する保険会社会計の問題	11
(1) 「金融商品の時価評価」の概要	11
(2) 保険会社に適用した場合の問題点	12
(3) 諸外国の状況	14
(4) 保険会社にかかる「金融商品の時価評価」に関する対応案	15
(5) 対応案の検討	17
5 まとめ	17
おわりに	19

## はじめに

### 1 検討の背景

「保険の基本問題に関するワーキング・グループ」（座長 山下友信東京大学教授）では、保険会社を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、保険会社の健全性確保について、その資産負債構造の特性を踏まえたリスク管理の在り方について検討するとともに、保険会社の倒産法制の整備について検討し、その検討内容は、昨年12月に「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備 中間取りまとめ」（以下「中間取りまとめ」という。）として金融審議会第二部会より公表されたところである。

その後、「中間取りまとめ」を踏まえ、関係当局においては、法案の取りまとめ等が行われるとともに、実務界においても精力的な検討が行われ、「中間取りまとめ」に示された見直しの方向性は着実に実現されつつある。

他方、保険会社のリスク管理と極めて密接な関係を有する会計の分野においては、国際会計基準委員会において保険の国際会計基準策定のための検討が開始されているほか、国内的にも、企業会計の分野において金融資産の時価評価が導入されるなど、保険会社の会計の在り方について改めて検討すべき局面を迎えているといえる。

そこで、ワーキング・グループでは、「中間取りまとめ」に示された見直しの方向性のフォローを行うとともに、上記のような会計を巡る最近の動きについて取り上げ、保険会社会計に関する基本的論点の整理を行うこととした。

### 2 審議の経緯

ワーキング・グループは、「中間取りまとめ」以降、平成12年2月8日（第十二回）に検討を再開し、以後6月までに計8回の審議を行った。

金融審議会第二部会では、ワーキング・グループの検討結果について審議を行い、今般これを公表することとした。

## 「中間取りまとめ」以降の取り組み

### 1 金融監督庁による監督上の措置の見直し

「中間取りまとめ」においては、保険会社のリスク管理に関し、「当面は責任準備金及びソルベンシー・マージンに係る現行の制度の充実・改善により、その実効性の向上を図ることが適当である」とされ、標準責任準備金制度について「対象となる商品の範囲の拡大や標準を下回る積立てが認められる基準の明確化等」の具体的方向性が示されるとともに、ソルベンシー・マージン基準については、「今後とも不断の見直しを行っていくことが適当である」とされたところである。また、その他の課題として、ディスクロージャーの充実や相互会社における配当規制の見直し等が指摘された。

これらの指摘も踏まえ、金融監督庁は、本年2月に、保険会社の財務の健全性の確保を通じ、保険契約者保護を図る観点から、保険会社の財務面の監督上の措置について以下のような改正を行ったほか、本年5月には、ディスクロージャーの充実のための措置を講じている。

#### (1) 標準責任準備金制度の見直し

標準責任準備金制度における標準予定利率の算定方式の適正化を図るため、標準予定利率の算定方式（長期国債応募者利回りの最近3か年平均と10か年平均のいずれか低い方に安全率を折り込む方式）について、安全率を最新のデータに基づききめ細かく設定するとともに、透明性の向上の観点から算定方式を告示で定めることとした。

従来標準責任準備金制度の対象外となっていた商品のうち、予定死亡率以外の保険事故率を責任準備金の計算の基礎として用いている保険（第三分野商品を除く。）についても標準予定利率の使用を義務づけるとともに、保険期間が1年超5年以下の保険を新たに標準責任準備金の対象商品に加えた。

#### (2) ソルベンシー・マージン基準の見直し

ソルベンシー・マージンへの劣後債務の算入限度額を厳格化することとし、監督上の基準として法令に定められている保険会社の自己資本に相当する額を上限とすることとした。

生保会社と損保会社間における資本調達手段の意図的な保有（いわゆるダブル・ギアリング）について、生保会社間又は損保会社間と同様に、ソルベンシー・マージンへの算入を認めないこととした。

デリバティブを用いた意図的なソルベンシー・マージン比率の嵩上げを否認するための所要の措置を行った。

#### (3) 相互会社の社員配当に係る規制の見直し

毎年の剰余金のうち、生保相互会社については8割、損保相互会社については6割を社員配当に充てることとされている下限規制について、基金の償却を容易にする観点から、一定の限度内で基金償却準備金積立額を当期末処分剰余金の額から控除することとした。

下限規制の適用免除に係る認可基準について、経営環境の変化に対応するため

資本基盤の充実に努める場合を含む旨ガイドラインにおいて明確化した。

(4) ディスクロージャーの充実

保険会社のディスクロージャーを充実するため、銀行の金融再生法に基づく開示と同様の債務者区分による不良債権の開示を平成12年3月期決算より義務づけることとした。

(参考) 保険検査マニュアルの取りまとめについて

金融監督庁は、検査監督機能の一層の向上を図るとともに、保険会社の自己責任に基づく経営を促し、もって透明な金融行政の確立に資するため、保険会社に係る検査マニュアルを整備・公表することとしている。現在、マニュアル案がパブリックコメントに付されているところであるが、それによれば、保険検査は、保険会社のリスク管理に重点を置いて、内部管理・外部監査体制の適切性の検証を中心に行うものとしており、特に保険会社の負債の特性を踏まえたリスク管理を行っているか、保険計理人の業務の実効性は確保されているか等について確認するものとしている。なお、マニュアルについては、所要の経路を経たのち、本年7月以降実施される検査から適用される予定である。

2 保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律について

政府は、「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」（平成11年7月）及び「中間取りまとめ」を受けて、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を取りまとめ、第147回国会に提出した。

同法案は、4月20日に衆議院を通過し、5月24日に参議院において可決・成立した。

(1) 保険相互会社の株式会社化

保険相互会社について、自己資本の増強、再編等を可能にする観点から、株式会社への組織変更制度を整備し、株式会社化を容易にすることとした。

株式会社化に際しては、社員権の補償として社員の寄与分に応じた株式が割り当てられることとなっているが、商法の最低発行価額に係る規制との関係で、寄与分が少額の極めて多数の社員に端株が割り当てられることとなり、大量の端株主の管理が必要となって実質的に株式会社化を困難としていたことから、商法の特例として端株一括売却制度を導入することにより、社員権の補償として端株の売却代金の交付を可能とした。（なお、社員権補償にかかる寄与分基準についての考え方については、(社)日本アクチュアリー会により、その考え方の整理が行われ、実務基準として示される予定である。）

また、他に例を見ない小口分散所有となるため、株式会社化した保険会社が資本増強をすることは困難であったことから、規定を整備し、組織変更と同時の株式発行や直後の新株発行による資本増強を可能とすることとした。

このほか、有配当契約者保護のための措置を定款記載事項とし、当該規定の変更については、監督当局による認可を要することとする等の所要の措置を講じた。

(2) 倒産法制の整備



## 再建型手続である更生手続の保険会社への適用

保険相互会社へ更生手続の適用を可能とするとともに、「中間取りまとめ」を踏まえ、保険会社に対する更生手続の特例として、送達の特例及び保険契約者保護機構による手続代理、監督当局による更生手続開始の申立て、管財人による保険契約の解除権の制限、更生手続中の保険金の支払い等について、所要の措置を講じた。

### 早期の手続開始（事業継続困難である旨の監督当局への申出の義務づけ）

保険会社に対し、業務又は財産の状況に照らして保険業の継続が困難であるときは、事業継続困難である旨の監督当局への申出を義務づけることとした。

### その他の整備

保険業法に基づく行政手続上の破綻処理についても、保険管理人の権限の強化、破綻処理の迅速化、保険契約の一部移転や持株会社等による株式取得の場合の契約条件の変更等を可能とするための所要の措置を講ずるほか、保険契約者保護機構の業務の拡大・強化、生命保険契約者への優先権の付与等についても整備を行った。

## (3) 保護機構の財源対策

生命保険に係るセーフティネットの再構築として、生命保険契約者保護機構の借入れに係る政府保証を恒久化するとともに、平成15年3月末までに破綻した生命保険会社の破綻処理に係る業務に要した費用を生命保険会社の負担金のみで賄うとしたならば、各社の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活等に混乱を生じさせるおそれがあると認める場合には、予算で定める金額の範囲内で、保護機構に対し、当該費用の全部又は一部について国庫補助を可能とするための規定の整備を行った。

## 3 日本アクチュアリー会による将来収支分析にかかる実務基準の見直し

### (1) 実務基準の見直しの概要

将来収支分析による責任準備金の十分性の確認は、責任準備金の積立てを将来のキャッシュフローの下で検証するものであり、保険会社のリスク管理において極めて重要である。将来収支分析の具体的な方法については、(社)日本アクチュアリー会が保険計理人の確認業務に係る実務基準を示している。「中間取りまとめ」において、将来シナリオの設定に会社の恣意を排除して行われる仕組みの検討の必要性や、積立不足が認められたにも関わらず、追加的に不足額を積み立てなくともよいと判断する場合の根拠と責任の所在の明確化等の指摘を行ったところであるが、これを受けて、(社)日本アクチュアリー会において検討が行われた。その結果、大要以下のような見直しを行うこととしている。

#### 将来シナリオの設定について

・原則として実務基準に定める「基本シナリオ」に基づき行うことを明確にし、基本シナリオ以外のシナリオを用いる場合はその根拠を明示することとする。

・金利シナリオについては、必ず含まなければならない金利低下シナリオを具体的に規定するとともに、複数のシナリオに基づく予測のうち、最も厳しい結

果となったものにより責任準備金の十分性の確認を行うこととする。

・新契約高、事業費支出、資産の投資割合等については、従来、基本的な考え方を示すに止まり、実質的には保険計理人の合理的な判断に委ねていたのに対し、過去の実績値（直近年度の実績値又は直近年度を含む過去3年間の平均値等）に基づき設定することとして、恣意性を排除することとする。

不足相当額を積み立てない場合の経営改善計画について

・将来収支分析の結果、判定期間内に不足相当額が発生すると認められるにも関わらず、経営改善計画の実施により追加積立てをせずにその不足を回避することができる場合の保険計理人が提案できる経営改善計画の内容について、配当率の引下げ、資産運用方針の見直し等に限定した上で、計量的な根拠を示すことを求めることとする。

・保険計理人の提案する経営改善計画は、将来収支分析において不足相当額が認められた場合には、当該不足相当額が発生すると予想される時点に関わらず、ただちに実行しなければならないものとし、次年度以降の意見書において、その実施状況についてフォロー・アップを行うこととする。

事業継続困難の申出の基準に係る確認について

保険会社に事業継続困難である旨の申出が義務づけられることを踏まえ、責任準備金の十分性の確認の結果、不足相当額が発生する場合に、すべての保険契約を対象に将来収支分析を行うこととする。シナリオの設定等については、基本的に と同じ考え方によるほか、劣後性債務や基金については再調達又は再募集はしないこととする。

なお、(社)日本アクチュアリー会としては、このような実務基準が実行上問題があるかどうか検証される必要があるため、平成11年度決算に関して試行を行った上で更に問題点の抽出と対応策の検討を行うことが適当であるとしている。

## (2) 実効性確保のための措置

(社)日本アクチュアリー会の将来収支分析にかかる実務基準の見直しにおいて、将来シナリオについては、明確化・ルール化が図られており、恣意性は相当程度排除されていると考えられる。他方、任意のシナリオを用いることも可能であることから、そのような場合は、どのようなシナリオを用いているのか、またそれが合理的である根拠等について、保険会社は情報開示をするべきである。

また、金利シナリオについては、本来、第三者である専門家により設定されるべきではないかとの意見もあり、その可否を含め、検討する必要がある。

標準責任準備金積立計画を提出している保険会社の責任準備金積立不足相当額の判定については、算出方法書責任準備金の積立てを維持できるかどうかにより判定されることとなっているが、この点については、当該積立計画に基づく積立てを確保できるかどうかの判定を行うこととすべきではないか、との意見があった。

保険計理人による経営改善計画の提案について、計量的な裏付けが求められることとなったことは、保険計理人の意見書の信頼性を高めるうえで大きな効果が期待

される。一方で、そのような意見書を受けた会社による具体的な対応を促すことがもとより重要であり、保険計理人自身による意見書のフォロー・アップとともに、経営改善計画の実施状況についても監督当局が継続的にモニターすることが重要である。

保険計理人の確認に係る実務基準については、現在法令上の位置づけが明確でないことから、しかるべき形で法令上の位置づけを与えることが望ましい。

#### 4. 今後の課題

- (1) 標準責任準備金制度及びソルベンシー・マージン基準等保険会社のリスク管理に係る現行制度の充実・改善については、上記のとおり、「中間取りまとめ」に示された見直しの方向性も踏まえ、監督当局による見直しが行われたところであるが、これらの監督上の措置については、今回の見直しの実効性確保に努めるとともに、適切な保険契約者保護を確保すべく、不断の見直しを行っていくことが重要である。

また、倒産法制の整備については、保険業法等の改正が国会において成立しており、早期に関連政省令が作成され、施行されることを期待する。保険会社への更生手続の適用、事業継続困難の申出の義務付け等、より早期の破綻処理のための制度が整備されることを踏まえ、保険会社の破綻に伴う損失が大きくならないうちに必要な対応が取られることが望ましい。

- (2) 不良債権の開示等ディスクロージャーの充実が図られているが、保険会社を取り巻く環境が大きく変化している中で、保険会社の経営内容に関する一層の情報開示について引き続き検討が行われるべきである。
- (3) 標準責任準備金制度の実効性を確保するうえで重要な役割を有する保険計理人による将来収支分析については、(社)日本アクチュアリー会において、実務基準の見直し作業が進められており、現行基準と比較して、明確化・厳格化が図られていると評価することができると考える。(社)日本アクチュアリー会は、今後、試行を行い、問題点の抽出を行うこととしており、更に完成度の高いものが策定されることを期待する。

なお、現在、将来収支分析に係る実務基準については、法令上の位置づけが不明確となっていることから、監督当局においては、法令上の位置づけを明確にすることが望ましい。

また、将来収支分析に基づき策定される保険計理人の意見書については、その実効性確保の観点から、実施状況についてフォローされることが肝要であり、保険計理人によるフォロー・アップのみならず、監督当局による実効性のある継続的なモニタリングが行われることが重要であると考えます。

事業継続困難の申出については、「解約返戻金と全期チルメル式責任準備金の大きい方」に見合う資産が将来確保されない場合には行うものとするのが適当である。

なお、「中間取りまとめ」においては、この基準では実態として従来の商品に比べて責任準備金の水準が低くなるものについてどう考えるべきかは、引き続き検討することとされている。解約返戻金を低く設定し、保険料及び責任準備金の算出に

予定解約率を用いる商品は、責任準備金の水準が低くなるが、現在、一般にこのような商品が保険会社の保有契約に占める割合は極めて小さく、事業継続困難の申出の基準に照らしてその影響は小さいものと考えられる。今後については、このような商品が広く販売されるようになった場合を考慮し、これらの商品に係る健全性の確保について、基礎的なデータの収集・分析、専門家による研究等を踏まえ、必要に応じ、適切な措置が講じられることが望ましいと考える。

## 保険会社を巡る会計にかかる問題

### 1 はじめに

保険会社のリスク管理は、多角的な観点から図られるべきであることは論を俟たないが、会社の全体像を資産負債等としてとらえる会計情報は、その基礎的な資料として集約的な情報を提供する意味から極めて重要である。

近年、我が国の会計基準については、内外の広範な投資者の我が国証券市場への参加を促進し、投資者が自己責任に基づき、より適切な投資判断を行うこと及び企業自身がその実態に即したより適切な経営判断を行うことを可能とする等の観点から、その改革が急速に進められている。

また、企業活動の国際化が急速に進展するなかで、国際的に統一された会計基準の策定が必要であるとの観点から、近年、国際会計基準の見直しが進められている。

保険会社は、保険契約者保護の観点から健全性を重視した保険業法の経理規定に基づき会計処理を行っているが、証券取引法の適用を受ける保険会社については、証券取引法上も保険業法に基づく計算書類による開示が認められている。また、保険業法に具体的に規定がない会計処理については、商法の斟酌規定を通じて一般に公正妥当と認められる会計慣行によることとなるため、会計基準に関する議論の動向は、保険会社の会計にも大きな影響を与えるものである。特に、本年4月以後開始する事業年度より企業会計の分野において金融商品の時価評価が導入されること、また、保険に関する国際会計基準についての議論が開始されていること等を踏まえ、時価評価が保険会社に与える影響や、保険会社の会計の在り方について検討することが重要な課題となっている。

保険会社の場合、保険契約の性格に由来する負債（責任準備金）の超長期性、不確実性、非市場性、できる限り負債とのマッチングを図ろうとする資産運用行動を取る結果、資産に占める有価証券特に債券のウェイトが高く、かつその期間も相当長い（ただし、一般的には負債の超長期性に対応するような運用商品が市場に存在しないという問題がある。）ことなど、他業態には見られない特殊性があり、時価評価等保険会社の会計の在り方を考える上で重要な要素となっている。

### 2 我が国の保険会計制度の概要

#### (1) 保険会社会計に求められる役割

##### 会計の目的

財務諸表の利用目的により財務諸表に求められる情報は異なることから、保険会社の会計について検討するうえで、保険会社会計に求められる役割は何かを整理することが重要である。

一般に、会計には、債権者と株主あるいは社員との利害を調整する利害調整機能と、株主・債権者などの利害関係者に投資・与信の意思決定に必要な財政状態及び経営成績にかかる情報を提供する情報提供機能があるとされる。また、株主あるいは社員は財務情報を通じて取締役の職務執行状況を監視・評価するための資料を得ることができ、さらに、取締役は適切な経営判断を下すために必要な資

料として財務情報を活用する。

#### 保険監督上の役割

保険会社については、保険契約者の保護を図る観点から、保険期間を通じた支払能力の確保が重要であるため、保険会社の計算書類は保険会社の支払能力を適切に表すものである必要がある。保険業には、契約が超長期であるとともに、いつ、どれだけ支出があるのか事前には確定していないという特殊性があることから、支払能力に関し安全性を重視した経理処理が求められ、このような観点から保険業法は保険会社の経理について種々の規定を置いている。

また、監督当局は、保険契約者保護の観点から、保険会社の財政状態を監視し、健全性の確保のために必要な措置を講ずるが、このために必要な会社の財政状態に関する情報はまず計算書類から把握することとなるため、保険会社の会計には、監督上必要な情報が盛り込まれていることが望ましい。

#### 投資者への情報提供

他方、保険会社においても投資者に対する情報提供の重要性は益々増大している。保険株式会社はもちろんのこと、保険相互会社であっても基金の取り入れ、社債の発行という形で外部から資金を調達する際には、基金拠出者、社債購入者が求める情報を開示する必要がある。

現在、我が国においては、保険業法に基づく計算書類が投資者に対する開示目的の財務諸表としても用いられている。開示目的の会計は、会社の状況について投資者に必要な情報を提供するものとなっているか、という観点からその適切性が判断される必要があるが、その際にも、保険業の特性を踏まえることが必要であろう。

もっとも、投資者といっても短期的な収益性のみを考慮するのではなく、また、保険契約者であっても、例えば新たに保険に加入しようとする者は、会社の長期的な支払能力だけでなく、資産運用能力その他の指標も会社間の比較情報として利用するのではないかと考えられることから、保険契約者にとって有用な情報と投資者にとって有用な情報は重なる部分も多いと考えてよいであろう。

## (2) 保険会社会計の法的位置づけ

#### 保険業法と商法の関係

保険会社会計においては、保険契約者保護の観点から、保険会社の支払能力の確保を重視した会計処理が求められる。保険業法は、こうした観点から、保険会社の経理について商法の特則を定めており、保険業法に定めのある事項については、保険業法の定めが商法に優先する。保険業法に特に定めのない事項については、保険株式会社については直接、保険相互会社については準用規定を通じて、商法の規定が適用されることとなる。

他方、商法では、商業帳簿の作成に関する規定の解釈について、同法第32条の斟酌規定により「公正ナル会計慣行」を斟酌することとされているが、これに従っているかどうかについては、企業会計原則をはじめとする企業会計審議会が公表する企業会計の基準が参酌されることとなろう。保険会社についても、同条の

規定が適用ないし準用されるが、保険業は、超長期性や不確実性といった特殊性を有していることから、保険会社にとっての「公正ナル会計慣行」が企業会計原則や企業会計審議会の公表する基準と必ずしも同じであるとは限らないと考えられる。

#### 証券取引法上の取り扱い

上場保険会社等、証券取引法の適用を受ける保険会社は、証券取引法に従い有価証券報告書等を作成する義務がある。証券取引法の目的は、国民経済の適切な運営及び投資者の保護であり、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従ってその企業内容を開示することにより、投資者の意思決定に必要な情報を提供することが求められる。

保険業は、財務諸表等規則上の別記事業とされており、保険業法に基づく計算書類による開示が証券取引法上も認められている。このため、保険業法上の経理規定が見直される場合には、証券取引法の観点からは、それが証券取引法会計としても受け入れられるものであるかどうか別途検討される必要がある。

### 3 保険に係る国際会計基準（IAS 保険プロジェクト）策定の動き

#### (1) IAS 保険プロジェクトの概要

##### 検討の経緯

国際会計基準委員会（国際会計基準の制定・公表を行う民間団体で、各国の職業会計士団体から構成される。）は、1997年4月に保険の会計基準を検討するプロジェクトとして保険プロジェクトを発足させ、保険の国際会計基準の策定に着手した。国際会計基準において、保険契約は金融商品とされながら、金融商品に係るプロジェクトでは検討の対象から外されており、保険契約に関する基準策定の必要性が認識されていたものである。

保険プロジェクトは、1997年4月に検討を開始し、1999年12月に論点書を公表し、各国の職業会計士団体、会計基準設定主体その他の関連団体・個人等からのコメントを広く募っている。国際会計基準として最終的に承認するのは2003年以降となる見通しであるが、これは既に当初目標から一年程度遅れたものとなっており、事実上一連の新たな会計基準を作成するのと等しい作業を行っていることから、今後の検討の道のりについてはっきりとした見通しを立てることは困難な状況にある。

##### 論点書の基本的考え方

・IASの「概念フレームワーク」（国際会計基準の作成・見直しの指針として1989年に公表されたもの）を基本としている。概念フレームワークは、資産・負債アプローチを採用しており、資産、負債を明確に定義し、その差を持分（資本）として定義する。このため、資産、負債等の定義に該当しないものは資産、負債等として認識できないこととなる。

・投資者、債権者（契約者）、監督者を含む幅広い利用者が共通して必要とする情報を提供するための「一般的な目的の会計基準（general purpose account-

ing standard)」の策定を目指しており、結果として、契約者保護よりも投資者等に対する情報提供という側面が重視されている。一方で、監督目的としても利用可能であると考えべきことを謳っている。

・資産・負債アプローチの下では、公正価値による評価と、公正価値によらない評価があり得るが、論点書は、別途進められている金融商品の全面公正価値評価に関する検討が取りまとめられることを前提としており、現時点では保険契約に基づく負債も公正価値により評価すること基本としている。

## (2) 論点書に対する今後の検討の視点

論点書の基本的考え方については、以下のとおり、我が国の保険会社会計又は現行の保険会社の実務と異なる点も多いほか、一般に保険会社の財政状態を適切に表現する会計処理として適当かどうかという問題もあり、慎重に検討する必要があると思われる。

責任準備金の公正価値による評価については、保険債務が取引される市場が実際にはないなかで、さまざまな前提をおいたうえでの見積もりにならざるを得ず、信頼に足る指標となり得るか。

保険事業の特性を踏まえ、多くの国の保険会社会計においては、収益と費用を期間対応させるため繰延法が採用されているが、資産・負債アプローチのもとでは、繰延法は認められない。例えば、保険契約からの収益は基本的に契約時に一時認識されることとなるが、保険事業の不確実性を踏まえると、健全性の観点から問題であるばかりでなく、会社の実態を表わすこととならないのではないか。

公正価値による資産・負債アプローチによると、基礎率の見直し等による公正価値の変動も利益もしくは資本の増減として認識されるため、会社の損益が大きく変動することとなるが、これは保険会社が長期の契約の上に運営されているという性格に照らせば、その経営実態について適確な情報を提供しているといえるか。

公正価値の変動を利益として認識することは、従来の利益概念と大きく異なるものであり、財務諸表の利用者の間で混乱を招くおそれがあるのではないか。

保険プロジェクトの策定する会計基準が一般目的の会計に係るものであるとすると、投資者等に対する情報提供を重視することとなることから、監督上必要な情報が十分提供されとは限らないのではないか。

保険に関する国際会計基準が将来国際会計基準委員会により承認された場合には、保険会社が国際的に業務を展開していくことが展望されるなか、我が国保険会社の経営のみならず監督等の在り方にも大きな影響を与える可能性がある。このため、我が国保険関係者としても、議論の動向を注視しつつ、必要な意見を適切に表明していくなど、主体的な取り組みを行っていく必要があると考える。

## 4 「金融商品の時価評価」に関する保険会社会計の問題

### (1) 「金融商品の時価評価」の概要



平成11年1月に、企業会計審議会から「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「意見書」という。）が公表され、企業会計の分野に金融商品の時価評価が平成12年4月以後開始する事業年度より導入されることとなった。これは、最近の金融のグローバル化や企業の経営環境の変化等に対応して、企業会計の透明性を一層高めるために金融商品の時価評価に係る会計処理の基準等の整備が必要となったこと、国際的にも国際会計基準委員会が金融商品に係る暫定基準（IAS 39、1998年）を公表していること等の状況に鑑み、取りまとめを行ったものである。

「意見書」では、有価証券は保有目的により区分し、それぞれの保有目的に応じた評価と評価差額の取扱いをすることとしている。すなわち、「売買目的有価証券」、「満期保有目的の債券」、「子会社株式及び関連会社株式」、「その他有価証券」の4種類に区分し、「売買目的有価証券」は時価評価をし、評価差額は損益として認識することとしている。「満期保有目的債券」については、保有により得られるキャッシュフローが固定され、金利変動による価格変動リスクを認める必要がないことから時価評価をせず、償却原価法で評価することとしている。「子会社株式及び関連会社株式」については、取得原価で評価することとしている。上記以外の有価証券をすべて含む「その他有価証券」については、時価評価をし、その評価差額については、損益計算書を通さず資本の部に直接計上することとしている。

また、金融資産の時価情報の開示については、注記により満足されるものではなく、適切に財務諸表に反映することが必要であるとしている。

（「その他有価証券」については、平成12年度について時価情報の注記を行うこととし、財務諸表における時価評価は平成13年度から実施することが適当、ただし、平成12年度から財務諸表における時価評価を行うことを妨げない、としている。）

なお、金融負債については、借入金のように一般的には市場がないか、市場があっても自己の発行した社債等を時価により自由に清算するには事業遂行上等の制約があると考えられることから、時価評価の対象としないことが適当であるとしている。（ただし、デリバティブについては、負債についても時価評価される。）

## (2) 保険会社に適用した場合の問題点

保険会社については、保険契約に由来する超長期の負債（責任準備金）を有する一方、健全性維持の観点からできる限り資産と負債のデュレーション・マッチングを図ろうとする資産運用行動をとる結果、資産面では長期の債券等の占める割合が高くなるという特性が見られる。このような資産負債構造を有する保険会社について「意見書」に従った時価評価を行った場合、以下のような事態が生じ得ると考えられる。

保険会社は、一般事業会社に比べて、債券運用のウェイトが高く、かつその平均回収期間が長い（従って、金利感応度が高い）という特殊な資産構造を有する。このため、「意見書」に従って金融商品の時価評価が行われた場合には、金利の動向によっては、保険会社の資産において大きなウェイトを占める長期の債券に多額の評価差額が生ずることとなり、一般事業会社においては余り意識する必要のない金利の変動による評価差額の発生が、極めて大きなインパクトをもって保険会社の決

算に影響を及ぼし得る。すなわち、負債については時価評価が行われない一方、資産については、多量に保有する債券の多くが「その他有価証券」に分類されると見込まれるなかで、「その他有価証券」は時価評価されその評価差額は資本の部に計上されることとなることから、例えば金利上昇は大きな負債の評価差額を生じさせることとなる可能性が大きく、その場合、それが直接的に資本の毀損につながる。実際、評価損の程度によっては資本の部において吸収できずに資本がマイナスになるという事態も生じ得る。

すなわち、長期の債券を保有することが、金利の変動により貸借対照表に表される保険会社の財政状態をより不安定なものとしてしまうこととなり、このことは、本来保険会社が負債の金利リスクを減少させるために長期の債券を取得していることを考えれば、そのような会計処理が保険会社のリスク管理活動を適切に表すものとなっていないのではないかと、との問題があることを示しているものと考えられる。

また、保険会社が負債の金利リスクを減少させるために利用する金利スワップ等のデリバティブについても、損益を繰り延べることができないとすると、リスク管理の目的であるにも関わらずリスクの減殺効果を適切に表せないという事態が生ずるという問題を指摘することができよう。

(注) 公認会計士協会はこのような事情に対応するため、二年間の暫定措置として保険会社の有するデリバティブについて、リスク管理方針の策定等を要件に時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を「繰延ヘッジ利益」又は「繰延ヘッジ損失」として負債又は資産に計上するという取扱いを認めることとしている。

更にまた、このような会計処理を前提とする場合、保険会社は、金利変動による資本の大きな変動の可能性を回避するため、金利感応度の低い債券への入れ替え等の方針を取らざるを得なくなるおそれがある。この結果、保険会社の資産運用行動が本来健全性を確保するためにするデュレーションの長期化の方向とはずれることとなり、健全性確保の観点から問題が生ずることにつながりかねない。

このような事情を踏まえると、保険会社の資産の時価評価については、保険会社の会計の在り方として慎重に検討すべき問題ではないかと考える。

また、上記の問題は、資産サイドのみを時価評価することにより生ずるものであり、負債サイドすなわち特に責任準備金も時価評価あるいは公正価値評価をすればよいのではないかとこの考え方もあり得る。しかし、責任準備金の時価評価あるいは公正価値評価については、そもそも責任準備金は保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるためのものと位置付けられている一方、保険契約者の権利を保護する上で、清算や解約などの状況を想定すれば、業法に基づく責任準備金としては時価評価をすることが適切なのかとの問題がある。また、仮に開示目的として責任準備金の公正価値評価を考えると、まず、責任準備金の公正価値とは何であるかといった問題、さらにこれを将来のキャッシュフローを現在価値により評価するものとした場合であっても、その割引率をどうするか(市場金利とするか資産ポートフォリオに応じたものとするか、安全割増を勘案するか最良推定に基づく基礎率を用いるか、等)、評価基礎率の変更による責任準備金の時価の変動の取扱いをどうす

るかといった、会計上及び保険数理上の論点など責任準備金の評価の考え方を改めて整理する必要がある。これらの諸点については、前述のように国際的な議論も緒についたばかりであり、今後十分な検討が必要である。

### (3) 諸外国の状況

諸外国の保険会社会計における資産の取扱いは、国により区々である。

米国においては、G A A P (Generally Accepted Accounting Principles) に基づく一般目的の企業会計と S A P (Statutory Accounting Practices) に基づく保険監督会計が分離されており、それぞれで取扱いが異なっている。G A A P においては、株式はすべて時価により評価するが、債券については、その保有目的により、満期保有債券は償却原価法、売買目的債券は公正価額により評価し評価差額は損益計算書に計上、売却可能債券については公正価額により評価し、評価差額は包括利益計算書を通じて資本に計上することとされている。S A P においては、株式は市場価額、債券は償却原価法により評価することとされている。

財務会計と監督会計が分離されている英国においては、財務会計においては原則として時価評価（ただし確定利付き証券等については償却原価法を選択できる）し、評価差額は損益計算書に反映したのち、一部を負債の部に振り替えることが可能である。監督会計においては、清算基準の考え方にに基づき時価主義が取られており、具体的には上場株式及び上場債券については市場価額により評価し、非上場株式については市場価額を超えない額、非上場債券については直接譲渡した場合に正当に支払われる額を計上することとされている。

事実上財務会計に一本化されているカナダにおいては、株式は取得価額に毎年の市場価格と前年の帳簿価額との差額の15%を加えた額を計上し、含み益については、15%ずつ毎年投資収益として認識することとされている。債券については、償却原価法によることとされている。

財務会計しかないオーストラリアにおいては、債券を含めすべての保有資産を時価評価することとされている。

他方、フランスにおいては、株式は取得原価、債券については償却原価又は取得原価によることとされており、ドイツにおいては、固定資産については原価評価が原則であり、株式等については低価法による計上、記名社債等については額面金額による計上が認められている。ドイツでは、時価情報については附属明細書に記載することとされている。

上記のとおり、債券を時価評価しているのは、米国G A A P、英国の監督会計とオーストラリアである。また、その評価差額が資本の部に計上されるのは米国G A A Pのみである。これらの国の保険会社については、米国G A A Pにおいては、繰延新契約費の計上が認められていることや資産の価格変動に対する準備金を負債に積み立てることが求められていないこと、英国及びオーストラリアにおいては、金利変動を考慮したうえでアポイントド・アクチュアリーによる責任準備金の積立が行われており、特に英国においては、金利及び株価の変動に対する責任準備金の十分性を確認するためのテスト (resilience test) を行うことが求め

られていること、といった事情があり、(2)に述べたような事態は特に問題となっていない模様である。

現在債券を時価評価していない国における I A S 39の国内会計基準への導入又は保険会社への適用の検討状況については不明であるが、同暫定基準と同等の国内的な企業会計基準については、米国に次いで我が国に導入されたこととなる。

#### (4) 保険会社にかかる「金融商品の時価評価」に関する対応案

我が国の保険会社に「意見書」に示される「金融商品の時価評価」を直接導入した場合、前述のような問題があるため、保険会社にかかる会計に関してどのような対応が採られるべきか検討される必要があり、具体的な対応案としては、以下のようものが考えられよう。

なお、いずれにしても、保険会社に係る「金融商品の時価評価」に関する情報については、その有用性は否定されるものではないため、仮に「意見書」に示された基準をそのまま適用しない場合であっても、注記等の形で開示することにより、他業態と比較して、情報量の面でバランスを取ることは必要と考えられる。

「金融商品の時価評価」について、これを他業態同様保険会社会計についても導入する一方で、計算書類の利用者に対して、そこに示される会計情報の利用には保険会社の財務構造に照らして注意すべき点があることの周知を図るという対応が考えられる。

しかし、保険会社の財務構造に照らせば、金利の変動による資本の変動は必ずしも保険会社のリスク管理活動の実態を表すものとならないのではないかと考えられること、また、このことから監督上の措置も計算書類上のデータと乖離したものとなる場合があると見込まれるが、このようなことについて、実際に計算書類が作成されている場合に、契約者等の計算書類の利用者の十分な理解が得られるか、という問題があり、そもそもそのような留保を要する会計処理が適切かという問題がある。更に、このような会計処理について、その受け止められ方に懸念が残ることから、保険会社の資産運用が、負債とのデュレーション・マッチングの方向とは整合的でない方向へシフトするという影響を生じさせるおそれがあることに留意する必要がある。

保険会社にかかる「金融商品の時価評価」に関する問題が、保険会社が特殊な資産負債構造を有しているなかで、金融資産のみ時価評価を行うことに伴い生ずる問題であることに鑑み、特に責任準備金に関する評価の考え方が整理されるまでの間、原則として従来の評価方法（株式については、原価法と低価法の選択、債券については原価法と低価法の選択とし原価法の場合は償却原価法）を継続するという対応が考えられる。（売買目的の有価証券及びデリバティブについては時価評価して損益計算書に反映させることとする。）

このような考え方をとった場合でも、負債（責任準備金）と異なるリスク特性を有する株式、外貨建債券等については、その価格変動リスクが保険会社経営に

与える影響が大きいことに鑑み、時価評価が採用されるべきではないか、との指摘がある。

このような対応については、他の金融業態を含め、全ての業種に「意見書」による会計基準が適用されるなか、保険会社には適用しない理由が説明され、理解が得られる必要がある。理由としては、保険会社の財務構造が他業態に例を見ない特殊なものであり、本来保険会社が負債のリスクを減少させるために長期の債券を取得していることを考えれば、金融資産のみの時価評価を行った場合、保険会社の資本を見る際に、かえって適確性を欠く結果になるおそれ大きいことが挙げられる。しかし、いずれにしても、実際上の問題として、バランスシート上他業態と同じ形での時価評価が行われないということについて諸方面の理解が得られるか見極められる必要がある。

一方、金融商品にかかる時価評価を導入することを選択する場合においては、保険会社に関する前述のような問題を回避するため、保険会社の債券等の保有の趣旨に鑑み、以下のような会計上の対応が考えられる。(この場合も、と同様の理由により他の業態とは異なった取扱いをすることについて理解が得られる必要がある。)

すなわち、保険会社の資産運用においては、一般に、負債の長期性に見合うような資産運用のための金融商品の市場が存在しないなかで、極力資産と負債のデュレーション・マッチングを図ろうとする観点から、負債の長期性に由来するリスクに対するヘッジ効果を有する長期の債券等の資産を保有することとなる。一方、十分なヘッジをするための金融商品の市場が存在しないため、金融商品について「意見書」において認められるヘッジの有効性を担保するような要件を設定することが困難である。このため、保険会社のリスク管理活動の特殊性に直接着目した会計上の取扱いをすることとする。

具体的には、保険会社のリスク管理活動の特殊性を考慮した、ヘッジ効果を有することを担保する明確な規準を策定した上で、これに該当する資産については、次のいずれかの取扱いとすることが考えられる。

・本来価格が下落しても満期まで保有すれば元本を受取ることが可能な資産である債券であってヘッジ効果に関する規準に該当するものについて、その性格に照らし、新たに設ける区分に分類して償却原価法による評価を認める。

・ヘッジ効果に関する規準に該当する資産について、時価評価をした上で、ヘッジ会計に準じて、評価差額を資本の部に計上するのではなく、資産又は負債に計上する。

・及び . のいずれについても、明確な規準を策定できるかどうか重要である。なお、実際には、ヘッジ効果を有する資産として典型的には長期の債券が考えられる。しかし、このような長期の債券のうち、「満期保有目的債券」については「意見書」において償却原価法により評価することとされているため、 . 又は . の取扱いの対象となるのは、主として、「満期保有目的債券」に分類されない債券のうちヘッジ効果に関する規準に該当するものということとなろう。

他方、株式や満期保有目的以外の外貨建資産等については、そのリスク特性から一般的にはヘッジ効果を有するとは認め難いため、例えば、これらのうち「その他有価証券」に該当するものについては、時価評価し、その評価差額は資本に計上されることとなると考えられる。

また、多額の評価損が繰り延べられる形になるのを防止するため、一定以上の減損率が生じ、回復が困難と認められる場合には、（ . の債券については時価評価した上で）評価差額を損益計算書に計上することとする必要がある。

なお、負債のリスクをヘッジするために利用されるデリバティブについては、の場合、ヘッジ効果に関する規準を策定の上、それに該当するものについては、ヘッジ会計に準じた取扱いとすることが考えられる。また、このような取扱いは、及び の場合であっても採用され得るものと思われる。

#### (5) 対応案の検討

これらの対応の方策については、今後なお具体化を図りつつ、検討が行われ、適切な対応策が選択される必要がある。

検討にあたり留意すべき点は、次のような諸点であると考えられる。

保険会社の財務構造を踏まえ、金利変動等の状況下での会計情報として適確に実態を反映するものとなっているか。

会計理論と整合的であるか。

新たに規準を設定する必要がある場合、具体的で恣意性を排除した規準が策定できるか。また、規準の適用について、事後的に外部から検証できるか。

損失の繰延手段として使われることを排除できるか。

有価証券報告書など、証券取引法上の取扱いについては、二種類の会計情報が提供されることによる無用の混乱を招かないためにも、この検討結果を踏まえてそれと整合的な取扱いとなることが望まれる。このため、必要であれば、企業会計において所要の検討手続きを踏むことを含め、考慮されるべきである。

なお、資産の評価方法が変更されることとなった場合には、それに応じてソルベンシー・マージンの算出方法等監督上の措置について適宜見直しが行われる必要が生じることとなる。

## 5. まとめ

- (1) 保険会社は極めて特殊な資産負債構造を有しており、その会計についても、保険業の特性を踏まえ、保険会社の財政状態を適切に表現するためには、どのような会計の在り方が適切かについて検討されなければならない。
- (2) 保険に関する国際会計基準の検討については、今後の方向性及びスケジュールについて不透明な部分が多いが、我が国保険関係者としても、議論の動向を注視しつつ、必要な意見を適切に表明していくなど、主体的な取り組みを行っていく必要があると考える。

- (3) 「金融商品の時価評価」については、保険会社の特殊な資産負債構造を踏まえた対応について検討される必要がある。

具体的な対応策については、前述のように、いくつかの方策が考えられるところであり、今後具体化を図りつつ、適切な対応策が選択される必要がある。

一方、時価情報の有用性は否定されるものではないことから、仮に「意見書」に示された基準をそのまま適用しない場合であっても、金融商品の時価情報については開示することとすることが適当である。

なお、「意見書」の内容が平成12年度から適用されること、及び税務上の取扱いその他の実務上の対応にも留意する必要があること等を踏まえ、早急に具体的な検討を開始し、結論を得る必要がある。

有価証券報告書などにおける取扱いについては、この上記の検討の結果を踏まえてそれと整合的な取扱いとなることが望まれるところであり、必要であれば企業会計における検討の手続きを踏むことも考慮すべきである。

なお、資産の評価方法が変更される場合においては、ソルベンシー・マージン比率の算出方法等監督上の措置について適宜見直しを行うことが必要となる。

- (4) 責任準備金については、その公正価値の開示が有用であるとしても、公正価値評価に関しては、業法上の責任準備金の評価とはなにか、といった基本的な視点に立ち返り見直されなければならない、理論面、実務面から検討されるべき問題が多い。今後国際的な議論に主体的に対応していくためにも、我が国保険関係者により検討が進められることが望まれる。また、保険会社を取り巻く環境の変化を踏まえ、責任準備金に係る開示の在り方についても、このなかで検討されることが必要である。

## おわりに

経済の自由化・国際化、人口の高齢化等、我が国の保険事業を取り巻く環境変化に対応するため、金融システム改革による規制緩和・自由化が進められている。他方、保険会社の経営環境としては、長期化する逆ざや状況など、厳しいものがある。このような中において、保険会社は、競争力の強化とともに、一層の経営の健全性の確保が求められている。また、保険監督行政も、このような環境の変化に対応していくことが求められている。

保険の基本問題に関するワーキング・グループは、このような認識の下、保険会社のリスク管理や倒産法制に関連する諸問題について検討を行ってきた。昨年12月の「中間取りまとめ」においては、標準責任準備金制度等リスク管理に関する現行制度の改善・充実の基本的方向性を示すとともに、更生手続の保険会社への適用を柱とする保険会社の倒産法制の枠組みを示すことができた。これらのうちには、既に法律改正等の形で実現に移されているものも多い。今後は、制度の改正・創設の趣旨を踏まえ、保険会社自身によるリスク管理の強化、監督当局によるモニタリングの充実、万一破綻に至った場合の早期の処理等を期待したい。

更に、ワーキング・グループでは、リスク管理と密接な関係を有する保険会社会計について、我が国の企業会計の分野における改革の動き及び国際的な会計基準の見直しの動きも踏まえ、論点の整理を行うこととした。保険業という財務構造等に特殊性を有する事業を適切に表現する保険会社会計の在り方やそれに関連する諸問題については、ここに示された基本的論点を踏まえ、今後更に検討が進められることが必要である。

保険は、人の生死や社会に発生する様々な危険に備え、万一事故が発生した場合には経済生活の連続性を保障するという重要な役割を担っており、国民生活及び国民経済の基礎となっている。この意味から、保険会社のリスク管理の在り方については、今後とも、幅広い見地から検討が続けられることが必要である。各保険会社には、保険業に期待される役割を踏まえた健全性の確保・維持に向けた不断の取り組みが強く求められるところであり、透明・公正な監督行政と併せて、保険事業の健全な発展と保険契約者等の保護が図られることを強く要望して本報告の結びとする。



# 金融商品の会計基準の概要

## 1 金融商品の評価方法

金融商品の分類		評価基準	備 考
金銭債権債務		原価評価	時価評価できる場合もある
有 価 証 券	売買目的	時価評価	評価差額は損益に計上
	満期保有債券	原価評価	債券金額と取得価額に差がある場合には償却原価
	子会社株式等	原価評価	
	その他	時価評価	評価差額は資本の部に計上
特定金銭信託等		時価評価	信託構成財産を時価評価
デリバティブ		時価評価	従来はオフバランス

(注) 外貨建の金融商品は決算時の為替相場により換算(外貨建取引等会計処理基準の改訂)

## 2 ヘッジ会計の導入

### (1) ヘッジ会計

ヘッジ取引のうち一定の要件を充たすものについて、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識する会計処理

- ・ ヘッジ対象の相場変動が損益不計上 ⇒ ヘッジ手段の損益を繰り延べる
- ・ ヘッジ対象の相場変動を損益に計上 ⇒ ヘッジ手段の損益を計上

### (2) 金融機関等の取扱い

リスク減殺効果をより適切に財務諸表に反映するヘッジ会計を採用できる。(注) 金融商品に係る会計基準(前文)

## 3 実施時期(注) 金融商品に係る会計基準(前文)

- (1) 金融商品に係る会計基準は、平成12年4月1日以後開始する事業年度から実施されるよう措置することが適当。
- (2) 「その他有価証券」については、平成12年4月1日以後開始する事業年度は帳簿価額と期末時価との差額について税効果を適用した場合の注記を行うこととし、財務諸表における時価評価は平成13年4月1日以後開始する事業年度から実施することが適当。ただし、平成12年4月1日以後開始する事業年度から財務諸表において時価評価を行うことも妨げないこととする。

## 「金融商品の時価評価」に関する保険会社会計の問題

(平成10年度)

### 1. 保険会社の資産・負債構造の特殊性

負債（責任準備金）の超長期性

資産負債のデュレーション・マッチングの観点から資産に占

める有価証券、特に債券の割合が高い

	総資産に占める時価評価対象	
	資産の割合	うち債券
生命保険会社	54%	25%
損害保険会社	54%	20%
銀行	18%	8%
一般事業法人	8%	1%

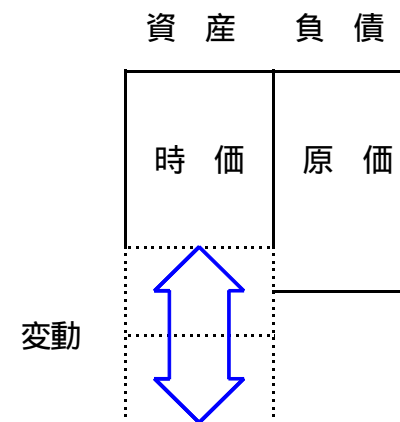
(出典) 生命保険ファクトブック、損害保険ファクトブック、  
全国銀行財務諸表分析、法人事業統計

### 2. 「意見書」を保険会社に適用した場合

負債が時価評価されないなか、金利の変動により多額の評価

差額が生じ、保険会社の決算に大きな影響を及ぼし得る。

(イメージ図)

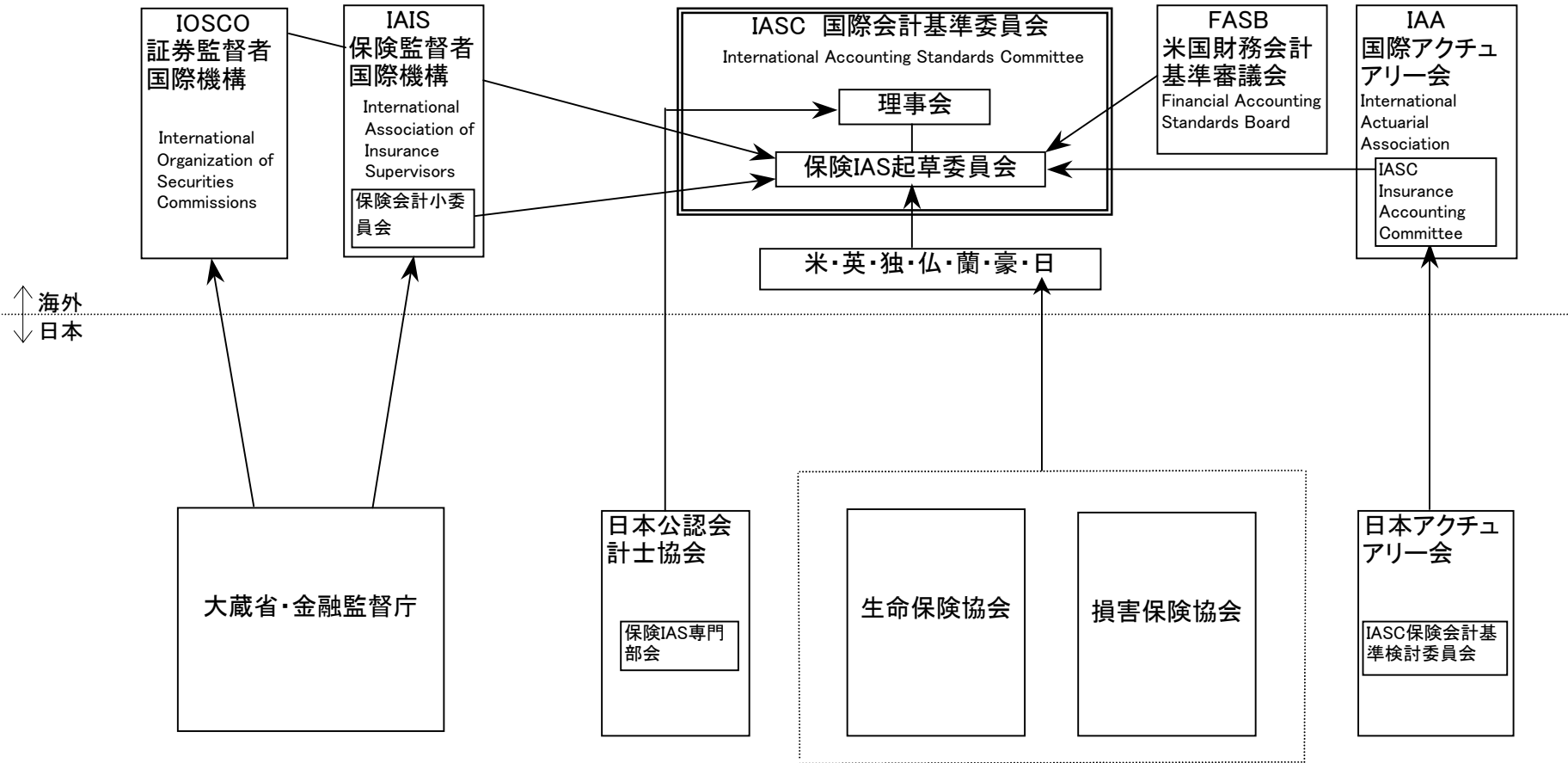


諸外国の金融資産の時価評価の状況

	米 国	英 国	カナダ	オーストラリア	フランス	ド イ ツ
保険会社にかかる現行会計制度における資産評価	<p>(1)財務会計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>満期保有債券：償却原価</li> <li>売買目的債券：公正価額（評価差額はPL計上）</li> <li>売却可能債券：公正価額（評価差額は資本直入）</li> </ul> <p>(2)監督会計（SAP）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債券：償却原価</li> <li>株式：市場価額</li> </ul>	<p>(1)財務会計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券は時価評価。ただし確定利付証券と負債証券については償却原価法選択可</li> <li>評価差額は利益計算書に反映</li> </ul> <p>(2)監督会計</p> <p>譲渡可能でないもの：市場価額</p> <p>譲渡可能ではあるが市場価額の97.5%以内の価額で直ちに譲渡できると推定することは合理的でないもの：市場価額を超えない範囲で合理的に推定した額</p> <p>譲渡可能でないもの：償却額又は契約解除の対価として支払われるべき合理的金額</p>	<p>（事実上財務会計会計に一本化されている）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>株式：取得価額と前年の帳簿価額との差額の15%を加えた額（含み益の15%を毎年投資収益として認識）</li> <li>債券：償却原価</li> </ul>	<p>（財務会計のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債券を含むすべての保有資産を時価評価</li> <li>評価差額は利益計算書に反映</li> </ul>	<p>（監督会計）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>株式：取得原価</li> <li>債券：償却原価又は取得原価</li> </ul>	<p>（商法会計）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産は原価評価が原則</li> <li>株式、投資信託等分その他確定/不確定利子証券：相場/市場価額による低価評価</li> <li>記名社債、抵当権付貸付、その他の債券：額面金額で計上可</li> <li>時価情報は附属明細書に記載</li> </ul>
IAS39と同等の基準の国内基準化	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAS39はSFAS115（1993年5月）と同様内容</li> <li>SAPIは導入の意図なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務会計、監督会計いずれにおいても、IAS39の国内基準化の動きはない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAS39の国内基準化の動きはない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAS39の国内基準化の動きはない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAS39の保険会社への導入の意図はない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAS39の保険会社への導入の意図はない</li> </ul>
債券を時価評価した場合の問題及び対応策（問題とならない場合は、その理由）	<ul style="list-style-type: none"> <li>GAAPでは繰延新契約費（DAC）の計上が認められていることや資産の価格変動に対する準備金を負債に積み立てることが求められていないことなどから、サープラスが厚く、評価差額をサープラスで吸収</li> <li>SAPIは導入の意図なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利、株価の変動に対するResilience testを実施し、金利変動等に対して責任準備金の十分性が確保されるよう責任準備金の積立が行われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮に時価評価したとしても、責任準備金を保有資産ポートフォリオの運用利回りにより評価するため、資産と並行して負債も伸縮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>責任準備金の評価利率は毎年見直されるため、資産と並行して負債も伸縮する。</li> <li>ソルベンシー規制により資産の価値変動に対して責任準備金の十分性が確保されるようresilience reserveを持つことが求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社について債券の時価評価を導入する意図はない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社について債券の時価評価を導入する意図はない</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>債券の割合が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式の割合が比較的高い</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>株式、投資信託重用の割合が比較的高い</li> </ul>		

## 保険の国際会計基準の検討体制のイメージ

- ① 1997年1月のIASC理事会において、「保険業の会計に関する基準策定のための起草委員会」(下記「保険IAS起草委員会」)を設置することが決定された。
- ② IASCから日本公認会計士協会に日本からの代表派遣の依頼があり、同協会からの依頼にもとづき、生損保協会がそれぞれからの代表者を派遣することとなった。
- ③ 起草委員会のメンバーは、英・米・独・仏・蘭・豪と日本の7カ国であるが、その他にオブザーバーとして、IAIS、IOSCO、IAA、FASB等が参加している。  
(下記の→が、代表またはオブザーバーの派遣を示す)。





## 参 考

保険の基本問題に関するワーキング・グループ委員等全体名簿

平成 11 年審議状況

「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備 中間取りまとめ」要旨

## 保険の基本問題に関するワーキング・グループ委員等全体名簿

座長	山下 友信	東京大学法学部教授
委員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	岩原 紳作	東京大学法学部教授
	植村 信保	(株)日本格付投資情報センター シニアアナリスト
	洲崎 博史	京都大学法学部教授
	深尾 光洋	慶應義塾大学商学部教授
	堀田 一吉	慶應義塾大学商学部助教授(平成12年2月以降)
	弥永 真生	筑波大学社会科学系助教授(平成12年2月以降)
	山田 辰己	中央青山監査法人公認会計士
	山本 和彦	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	渡辺 昭典	野村・渡辺法律事務所弁護士

オブザーバー (平成11年8月～平成12年1月)

浅井 重明	東京海上火災保険(株) 経理部主計グループ課長
梅田 泰雄	損害保険契約者保護機構事務局長
鴻 久常	安田火災海上保険(株) 社長室特別補佐役
北村 国芳	第一生命保険相互会社調査部次長
清水 博	日本生命保険相互会社主計部主計課長
田中 淳三	(社)日本アクチュアリー会副理事長
谷野 寛	生命保険契約者保護機構事務局長

(平成12年2月～平成12年6月)

浅野 紀久男	明治生命保険相互会社収益管理部数理課長
出下 一雄	安田火災海上保険(株) 経理部 経理調査役
上田 晶平	日本生命保険相互会社調査部 課長
橘 英一	第一生命保険相互会社収益管理部経理課課長
田中 淳三	(社)日本アクチュアリー会副理事長
田中 裕二	プルデンシャル生命保険(株) 常務取締役兼保険計理人
藤田 裕一	東京海上火災保険(株) 経理部主計グループ課長

(敬称略、五十音順)

関係省庁等	最高裁判所	近藤参事官(平成11年12月迄)
	法務省	深山参事官
	金融監督庁	河野長官官房企画課長
	金融監督庁	樋口監督部保険監督課長

[計28名]

保険の基本問題に関するワーキング・グループ  
平成11年審議状況

- 第1回（平成11年8月25日）  
現行の健全性確保政策及び破綻処理制度の概要
- 第2回（平成11年9月7日）  
保険会社の健全性確保と監督政策のあり方について  
保険会社の破綻と倒産法制
- 第3回（平成11年9月14日）  
アナリストから見た保険会社の経営について  
保険会社のリスク管理について
- 第4回（平成11年10月6日）  
内外の保険会社の破綻事例について  
保険会社の更生手続に関する手続上の問題点
- 第5回（平成11年10月13日）  
生命保険会社に対する各国のソルベンシー規制の枠組み  
生命保険会社のソルベンシー・チェックの方法について
- 第6回（平成11年10月20日）  
保険会社の破綻の場合における保険契約の保護について
- 第7回（平成11年10月29日）  
保険監督に関する諸課題  
保険会社のリスク管理について
- 第8回（平成11年11月10日）  
保険業法上の行政手続と更生手続の関係について  
保険会社倒産における損害保険の課題について
- 第9回（平成11年11月19日）  
論点の整理及び方向性
- 第10回（平成11年11月26日）  
レポート素案検討
- 第11回（平成11年12月8日）  
レポート案検討



## 「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備 中間取りまとめ(平成11年12月21日)」要旨

### はじめに

保険会社を取り巻く市場リスク等に的確に対応するためには、保険会社の資産負債構造の特性を踏まえたリスク管理の在り方について早急に検討する必要がある。

保険会社のセーフティネットについては、保険契約者保護機構（以下「保護機構」という。）が創設されたところであるが、保険相互会社には再建型手続である会社更生法の適用がない等、倒産法制の整備は課題として残されており、検討する必要がある。

### 現行の健全性規制と破綻処理制度の概要

#### 1. 生命保険会社に係る健全性規制

生命保険会社の負債は、超長期・利回り保証という特殊性を有しており、保険会社の健全性確保においては、負債の適正な評価（責任準備金の適切な積立て）が極めて重要である。保険会社の健全性規制においては、通常予測できるリスクに対しては責任準備金の確保により、通常の予測を超えるリスクに対してはソルベンシー・マージンの充実により対応することとされている。

- (1) 責任準備金については、標準責任準備金制度により、一定の商品について法令に定められた積立方式と計算基礎率による積立てが義務づけられている。
- (2) 保険計理人は、責任準備金の積立ての適正性を確認するとともに、「将来収支分析」により現在の責任準備金の十分性を確認する。現在の積立水準では、将来責任準備金が不足すると判断した場合には、追加積立てが必要である旨の意見書を取締役会に提出する。
- (3) ソルベンシー・マージン比率（通常の予測を超えるリスクが発生した際に、対応可能な支払余力をどれだけ有しているかを示す指標）に基づく早期是正措置が講じられることとなっている。

#### 2. 保険会社に係る破綻処理制度の概要

保険業法上、業務又は財産の状況が著しく悪化した保険会社に関し、保険管理人による業務及び財産の管理命令等、保険契約者等の保護のための特別な措置が定められている。

また、平成10年12月には、保護機構が生保、損保それぞれについて創設され、受皿保険会社に対する資金援助又は受皿保険会社が現れない場合における保険契約の引受けを通じて保険契約者等の保護を図ることとされている。

### 保険会社の健全性規制と破綻処理制度の見直しの基本的考え方

#### 1. 保険契約者等の保護の必要性

保険の保障機能は国民経済及び国民生活の基礎となっている。保険は、長期の契約であること、転々売買されるものではないこと、保険数理を用いた制度であり保険会社のリスクを判断することは容易ではないこと等から、保険契約者の自己責任を問いきにくい側面があり、保険会社の破綻において保険契約者等が被る不利益をその自己責任のみに帰するこ

とは適当ではない。そこで、保険契約の継続を図り、保険保障を確保するとともに、保険会社の損失の状況に応じて縮減される保険契約者等の権利を適切な水準まで補償することが必要である。

## 2．保険契約者等の保護の基本的考え方

保険契約者等の保護の基本は、健全で収益力の高い保険会社経営であり、破綻を未然に防止することである。また、回復の見込みがなくなった保険会社の早期発見、早期処理が重要であり、そのためには、会社自身による自己規律のほか、ディスクロージャー、監査等の外部チェック、監督当局の検査、モニタリングの充実・強化、早期是正措置の適時適切な運用などが必要である。

## 3．保険会社の破綻処理の在り方

破綻処理手続の厳格性、破綻処理手法の多様性等といった観点からは、再建型手続である会社更生法を保険会社の破綻処理に活用することが考えられる。

現行の行政手続による処理では、基本的に一般債権者の権利の縮減は困難であるため、保険契約者等のみが負担を負い、一般債権者が全く負担を負わない結果となるが、このような問題を解消するためにも保険会社に適用できる倒産法制の整備が必要である。

この場合、保護機構による保険契約者の手続代理、保護機構による権利の補償等、セーフティネットである保護機構と倒産手続との連携を図る必要がある。

### リスク管理の充実

#### 1．基本的考え方

- (1) 会社自身による内部管理の充実と監督当局のモニタリングによる会社の主体的な取り組みを促進することが必要である。

資産側のリスク管理については、自己査定、時価評価等の着実な実施が重要であり、今後ともその充実を図る必要がある。負債側のリスク管理については、責任準備金の適正な積立てが重要であり、責任準備金及びソルベンシー・マージンに係る現行の制度の充実・改善によりその実効性の向上を図ることが必要である。

- (2) 将来収支分析に基づく責任準備金の十分性の確認と、監督当局のモニタリングにより、逆ざや等を原因として事業継続困難となると見込まれる保険会社をより早期に捉えることができれば、破綻処理に伴う社会経済的コストを小さくすることができる。保険会社の損失の規模によっては、責任準備金を削減することなく、将来に向かっての契約条件の変更のみにより破綻処理を行うケースも考えられる。

#### 2．具体的な見直しの方向性

- (1) 標準責任準備金制度の実効性の向上を図るため、標準責任準備金対象契約の範囲の拡大や標準を下回る積立ての認可基準の明確化等について検討する必要がある。
- (2) 保険計理人による確認については、確認基準の明確化・精緻化、保険計理人の独立性の確保と責任の強化、取締役会の責任の明確化等の改良が考えられる。また、追加責任準備金を積み立てないとした場合の経営改善計画の合理性のチェック、経営改善計画の

達成状況等についての監督当局のモニタリングが重要である。

- (3) ソルベンシー・マージン比率については、保険会社の健全性の指標としてより適切なものとなるよう今後とも不断の見直しを行っていく必要がある。

### 3．事業継続困難である旨の申出義務の基準

- (1) 将来収支分析により、将来、適正な責任準備金が積み立てられなくなると判断されるにもかかわらず、追加責任準備金の積立てをしない場合において、合理的な経営改善計画が策定できないとき、又は、策定された経営改善計画が達成できないときには、将来一定の基準の責任準備金が積み立てられなくなるか見た上で、事態がそのまま推移すれば債務超過になることが客観的に予想されるものとして、保険会社に事業継続困難である旨の監督当局への申出を義務づけることが考えられる。

申出基準となる責任準備金の水準については、「解約返戻金と全期チルメル式責任準備金との大きい方」が保険事業を継続する上で最低限維持すべき水準と考えられることから、この水準をもって申出義務の基準とすることが適当である。ただし、この水準が実態として従来の商品に比べて低くなる商品が現れており、このような商品についてどう対応するか引き続き検討する。

- (2) 会社自身が更生手続開始の申立てを行わない場合には、監督当局による申立ても法令上可能とするべきである。

### 4．その他の課題

ディスクロージャーの充実、保険会社会計の在り方等について引き続き検討する必要がある。

保険会社に係る倒産法制の整備

#### 1．保険会社に係る更生特例法の整備

- (1) 保険相互会社への更生手続の適用

保険相互会社へ更生手続を適用するため、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下「更生特例法」という。）を一部改正し、相互会社について会社更生法の規定を準用する。

相互会社に更生手続を適用するに際しては、資本構成の変更を中核とする更生手続の特色を活かすために、更生計画において、相互会社から株式会社への組織変更、組織変更における株式交換、株式移転などを行うことができるようにする。

- (2) 保険会社（相互会社・株式会社に共通）の更生手続の特例

#### イ．開始原因・開始障害事由（更生の見込み）

会社更生法と同様に、事業の継続に著しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができないとき、破産の原因たる事実の生ずるおそれがあるときとする。

保険会社の「更生の見込み」については、保険契約の一部を移転し、残部を清算する場合等でも、保険事業の相当部分が維持・継続されるのであれば、更生の見込みがある

と考えられる。

#### ロ．更生手続の特例

保険会社の保険契約者等の数は極めて膨大であり、個別の手続参加を要するとすると、更生手続の円滑・迅速な進行が困難となる上、保険契約者等にとっても大きな負担となるため、金融機関と同様に、保険契約者・社員への送達の特例、保護機構による手続代理等の規定を保険会社についても新設する。また、破産の原因たる事実（債務超過、支払不能）が生ずるおそれがある場合に、監督当局に更生手続開始の申立権限を与える。

#### (3) 保険会社に固有の更生手続に関する特例・問題点

##### イ．保険契約の解約権

保険契約が未履行の双務契約であるとする、管財人としては、保険事故発生リスクの高い保険契約のみ解約することが考えられるが、これは保険契約の集団性の理念に反する等の問題があるため、管財人からの解約はできないこととする。

##### ロ．保険契約者等の権利と議決権

保険契約者の権利の評価については、生命保険については算出方法書に定める契約者価額としての責任準備金、損害保険については未経過保険料（掛け捨て保険）又は払戻積立金（積立部分）をそれぞれ基準とするべきものと考えられる。この場合においては、各保険契約者ごとの積立金の算出方法や、自ら権利行使する保険契約者のサポートなどについて、実務上の工夫が必要となる。

#### 八．更生手続中における保険金の支払い等

更生手続開始決定時（あるいは保全処分による支払停止時）以降は、保険金の支払いも停止されることになるが、遺族等の生活保障に欠ける事態が生じ、保険契約者の保険料支払い意欲の喪失を招くという問題が生ずるため、更生計画認可決定前でも、補償対象契約については、一定限度額（基本的に、保険金の90%）までの保険金の支払いができることとする必要がある。

#### 二．保険会社の更生計画案の作成・決定

基礎率の水準や保険契約の種類に応じた保険契約者相互間の条件の格差、早期解約控除の設定、更生手続開始後に納付された保険料の保護等を可能とする必要がある。

#### (4) 更生手続以外の倒産手続の整備

清算型手続である破産手続についても、更生特例法第5章と同様の規定を設ける。

## 2．保険業法の見直し（行政手続による破綻処理）

### (1) 行政手続による破綻処理と更生手続との使い分け

行政手続による破綻処理は、債権の縮減につき一般債権者全員（又は相当多数）の同意が得られることが見込まれる場合などに利用されることが想定される。

「業務の運営が著しく不適切」な場合にも保険管理人による管理処分を行い、会社の財産状況や経営実態を明らかにした上で、保険管理人が更生手続開始の申立てを行うと

いう運用もあり得る。

## (2) 行政手続による破綻処理の充実

現行の枠組みを維持するが、所要の制度整備をすることが必要である。

- 保険管理人の権限の強化等（責任追及・告発義務、罰則付きの調査権限等）
- 受皿保険会社・受皿保険持株会社による株式取得の場合や保険契約の一部移転の場合についても契約条件の変更を認める
- 「特定契約」の見直し
- 事業継続困難である旨の申出義務 等

## 3. 保護機構の業務の拡大・強化

### (1) 業務の拡大

保険金請求権の買取り、破綻保険会社の保険金支払のための資金援助・貸付け更生手続・破産手続における保険契約者表の作成その他の手続代理等  
保険管理人への就任

保護機構の出資による子会社の設立（子会社において保険契約の移転を受ける。）

### (2) 資金援助対象の拡大

保険持株会社による破綻保険会社の株式取得の場合や保険契約の一部移転の場合についても、資金援助ができるようにする。

## 4. 破綻処理制度に係るその他の論点

- (1) 生命保険については、一般的に長期契約であり、貯蓄的性格を持っており、社会的にも生命に対する保障という重要な役割を果たしていることにかんがみ、生命保険の保険契約者に優先権を与えることが適当である。

また、特別勘定の保険契約者の保護としてどのような方法によることが適当か等、今後検討を継続していく必要がある。

- (2) 預金保険制度等に関する議論も踏まえ、可変負担金率の導入の可否、資金援助方法の充実、保護機構による不良債権の買取等についても検討する必要がある。

終わりに

保険会社の倒産法制の整備については、速やかな法制化を期待する。

倒産手続と保護機構との連携が重要となってくることから、保護機構の業務や補償の内容等を一般の保険契約者に分かりやすく伝えていく努力が今まで以上に求められる。

標準責任準備金制度や将来収支分析の具体的な見直しについては、監督当局及び実務界においても体系的・総合的な検討が行われることを要望する。特に、保険計理人の確認基準については、早急に精緻化の検討を行い、保険会社において新しい基準による試算を早期に実施できるようにすることが望ましい。

リスク管理の充実については、引き続き検討する。